［条を削る。］

第四款　交通局

第三十九条～第四十一条　［略］

［条を削る。］

（交通管制技術室）

第四十二条　［略］

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）

第四十三条　［略］

2　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十三条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

（高齢運転者等支援室）

第四十四条　［略］

（国際対策室）

第四十五条　交通局運転免許課に、国際対策室を置く。

2　国際対策室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち国際機関、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務及び外国人である自動車等の運転者に関する事務をつかさどる。

3　国際対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、国際対策室の事務を掌理する。

第五款　警備局

［条を削る。］

（画像情報分析室）

第四十六条　［略］

［条を削る。］

（国際組織犯罪対策官）

第三十六条　刑事局組織犯罪対策部に、国際組織犯罪対策官一人を置く。

2　国際組織犯罪対策官は、命を受け、令第三十条第二号に掲げる事務を助ける。

第四款　交通局

第三十七条～第三十九条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（交通事故事件捜査指導室）

第四十条　交通局交通指導課に、交通事故事件捜査指導室を置く。

2　交通事故事件捜査指導室においては、令第三十三条第三号及び第六号（令第三十三条第三号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

3　交通事故事件捜査指導室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、交通事故事件捜査指導室の事務を掌理する。

（交通管制技術室）

第四十一条　［同上］

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）

第四十二条　［同上］

2　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（高齢運転者等支援室）

第四十三条　［同上］

［条を加える。］

第五款　警備局

（警備調査企画官）

第四十四条　警備局警備企画課に、警備調査企画官一人を置く。

2　警備調査企画官は、命を受け、令第三十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（画像情報分析室）

第四十五条　［同上］

（危機管理室）

第四十六条　警備局警備企画課に、危機管理室を置く。

2　危機管理室においては、令第三十七条第一号及び第三号に掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3　危機管理室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、危機管理室の事務を掌理する。